

第148回 長野県市長会総会次第

令和3年4月15日(木)
長野県自治会館 大会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 当選市長紹介

4 来賓祝辞

5 議長選出

6 会 議

会務報告

議題審議

県からの施策説明

知事との意見交換

その他の

7 閉 会

第148回

長野県市長会総会

期日 令和3年4月15日（木）

会場 長野県自治会館 大会議室

目 次

議題目次	2
議題	6
県からの施策説明	40
出席者名簿	41

議題目次

I 各市提出議題	6
○ 総務文教分野 ... 2議題		
1	信州まつもと空港の利用促進について (松本市、大町市、塩尻市、安曇野市)	
2	緊急防災・減災事業債に対する県の指導について	(須坂市)
○ 社会環境分野 ... 2議題		
3	保育室等の居室面積に係る基準における「従うべき基準」から「参酌すべき基準」への変更について	(須坂市)
4	今後の「プラスチック資源」一括回収に係る施策について	(須坂市)
○ 経済分野 ... 3議題		
5	山岳環境の整備に対する財政的支援について	(松本市、大町市、塩尻市、安曇野市)
6	森林環境譲与税の譲与基準の見直しについて	(須坂市)
7	ツキノワグマの個体数調整について	(須坂市)
○ 危機管理建設分野 ... 1議題		
8	宅地耐震化推進事業の推進における市町村への財政支援等について	(長野市、茅野市)

Ⅱ 副市長・総務担当部長会議送付議題 14

※印は、県に直接関係する議題

○ 総務文教分野 9 議題

1 自治体システムの仕様の標準化により見込まれる一時的費用等の市町村

負担軽減について (須坂市、飯山市)

※2 固定資産税の土地と家屋の評価替えに係る航空写真撮影について (小諸市)

3 公共施設等適正管理推進事業債の制度延長及び拡充について

(上田市、岡谷市、中野市、佐久市)

4 固定資産税・都市計画税に係る被災住宅用地等に対する課税標準の特例

措置の見直しについて (長野市)

5 財産区議会議員一般選挙における供託金制度の適用除外について (上田市)

6 GIGAスクール構想における端末等の更新にかかる費用支援について (飯山市)

※7 小中学校での学習におけるICT機器の活用方針について (東御市)

※8 国・県指定文化財の保存修理事業に対する県費補助金の拡充について

(長野市)

9 陸上競技場公認更新における補助制度の創設について

(飯田市、伊那市、茅野市)

○ 社会環境分野 8 議題

※10 福祉医療費給付事業における県補助対象の拡大について (駒ヶ根市)

11 新型コロナウイルス感染症発生後の新たな医療供給体制の確立について

(飯山市)

12 新興・再興感染症の感染拡大を踏まえた今後の医療提供体制の在り方及び
医療機関への支援について (長野市)

※13 がん患者への補正具購入助成制度の創設について (伊那市、駒ヶ根市)

14 重症心身障がい児（者）及び医療的ケアが必要な障がい児（者）への支援
体制の拡充について (上田市)

15 上水道施設・管路の老朽化更新及び耐震化における国の支援について
(飯山市)

16 下水道施設改築等への社会資本整備総合交付金の継続的な財源確保について
(飯山市)

17 国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について
(長野市、松本市、上田市、須坂市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、
千曲市、東御市、安曇野市)

○ 経済分野 … 3議題

※18 県制度資金保証料補給金の取扱いについて (大町市)

19 UIJ ターン就業・創業移住支援事業の就業先の緩和について (飯山市)

※20 長野県森林づくり県民税活用事業の継続について (諏訪市)

○ 危機管理建設分野 … 2議題

21 道路の点検等に係る地方債について (飯山市)

22 流域全体で水害を軽減させる「流域治水」への転換における市町村の取組に
係る財政支援について
(長野市、松本市、上田市、須坂市、小諸市、中野市、大町市、飯山市、
塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市)

III 事務局提出議題 39

1 協議事項

- (1) 長野県市長会役員の選挙及び長野県市長会相談役の委嘱について
- (2) 長野県市長会の部会指定について
- (3) 長野県市長会から選出する各種団体等の役職について

2 報告事項

- (1) 第178回北信越市長会総会について
- (2) 次期長野県市長会定例会について
- (3) 第149回長野県市長会総会について

3 その他

I 各市提出議題

○ 総務文教分野

区分	■ 新規 □ 再提案 (· · 第回総会 ; 市)				
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> その他（県の主体的な取組を求めるもの）	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設		
要望先	<input type="checkbox"/> 国 担当省庁 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 企画振興部 <input type="checkbox"/> その他 名称				
件名	1 信州まつもと空港の利用促進について				
提案市	松本市、大町市、塩尻市、安曇野市				
提案要旨	<p>信州まつもと空港は、3定期運航路線（福岡・札幌・神戸）及び期間限定の大坂・札幌丘珠線と合わせて12便（定期便通常時8便）が運航している。神戸線や札幌丘珠線の期間延長等路線も拡大してきた中、県及び空港周辺自治体が連携しながら利用促進を図り、利用率も順調に伸ばしてきた。</p> <p>しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用率は急激に減少し、コロナ禍における路線の安定的な運航及び路線維持が心配されるところである。</p> <p>地元市としても、旅行需要が回復した段階で、積極的に利用促進に取り組んでいくため、引き続き県の主導的な取組を要望する。</p>				
提案理由	<p>長引く新型コロナウイルス感染拡大の影響により、大きく落ち込んだ利用率の回復は、運航会社単体での取組だけでは難しく、県及び地元市がより一層連携して支援していく必要があるため。</p>				
現況及び課題等	<ol style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、運航会社は、運休や減便を実施し、コスト削減に努めている。 「Go To トラベル事業」の開始で利用率は一時的に回復したもの、感染症再拡大に伴う「Go To トラベル事業」の全国的な一時停止、外出自粛により、運休・減便を余儀なくされ、12月末時点の利用率は、40.3%であり、対前年比△31.9ポイントと大幅に減少している。 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、大きく落ち込んだ利用率の回復には、「Go To トラベル事業」の再開に合わせ、積極的な利用促進策が必要である。 特に、就航間もない神戸線については、ビジネス利用が定着していない現状もあり、関西圏における、より一層の認知度向上及び利用促進策が必要である。 				
法令関係					

○ 総務文教分野

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · 第回総会 ; 市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国 担当省庁 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 企画振興部 <input type="checkbox"/> その他 名称		
件名	2 緊急防災・減災事業債に対する県の指導について		
提案市	須坂市		
提案要旨	<p>延長された緊急防災・減災事業債の活用にあたり、住民に一番密接な市町村の意見を汲み入れたうえで、最大限適債事業となるよう、親身かつ柔軟な指導を要望する。</p>		
提案理由	<p>緊急防災・減災事業債は、手厚い財政措置が講じられており、財政基盤が脆弱な市町村にとっては大変ありがたい制度として活用しているが、このたび財政措置の期間について令和7年度まで5年間の延長を決定していただいた。</p> <p>地方自治の本旨は市町村にあり、最終的な責任は市町村長にある。このため、令和元年に発生した台風第19号はもとより、いつまた起こるかわからない災害に対応すべく最大限に活用していきたいと考えている。</p> <p>県においても、住民に一番密接な市町村の意見を汲み入れ、画一的な指導に終始せず、最大限適債事業となるよう、引き続き市町村の立場に立った親身かつ柔軟な指導をお願いしたい。</p>		
現況及び課題等	<p>当市では、これまで、公共施設の耐震化や防災行政無線の更新に本事業債を活用してきたが、今後も計画的に避難所など防災インフラの整備を進めていく必要がある。</p>		
関係法令	地方財政法、地方財政法施行令		

○ 社会環境分野

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (H30・8・23 第143回総会; 須坂市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 厚生労働省 <input type="checkbox"/> 県 担当部局 <input type="checkbox"/> その他 名称		
件名	3 保育室等の居室面積に係る基準における「従うべき基準」から「参酌すべき基準」への変更について		
提案市	須坂市		
提案要旨	乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積に係る基準について、市町村が柔軟に対機児童の発生抑制に取り組めるよう、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」へ変更を求める。		
提案理由	<p>国制度による幼児教育・保育の無償化により、想定以上に3歳未満児が保育所入所を希望しており、既存の施設の居室面積では入所を希望するすべての児童を受け入れることは困難な状況となっている。保育所等の施設整備に少なくとも数年の計画・建設期間を要することから、待機児童の発生を避けることは困難である。</p> <p>保育の質を低下させない範囲で、一時的でも緊急避難的に居室面積基準を緩和することで入所児童の増加に対応することができ、また将来負担を増加させることなく、待機児童の発生を効果的に抑制することが可能となる。</p>		
現況及び課題等	<p>少子化が進行する現代においては、児童数の減少により新たな施設確保や財政状況等を考慮すると住民の理解を得ることは難しく、たとえ理解を得られたとしても施設整備には数年の計画・建設期間を要することから、待機児童の発生を避けられない状況である。</p> <p>(参考)須坂市における保育所等の入所児童数 1,277人(2018年)⇒1,309人(2020年) ※幼保連携型認定こども園の保育所部分の児童数を含む</p>		
関係法令	<p>児童福祉法第45条第2項 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条</p>		

○ 社会環境分野

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · 第回総会 ; 市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 環境省、経済産業省 <input type="checkbox"/> 県 担当部局 <input type="checkbox"/> その他 名称		
件名	4 今後の「プラスチック資源」一括回収に係る施策について		
提案市	須坂市		
提案要旨	<p>今後の「プラスチック資源」一括回収に係る施策については、市町村、事業者など容器包装リサイクルに携わる関係者の意見を十分に踏まえ、回収品目や処理ルートを示していただきなど、個別の市町村が判断に迷わない制度を求める。</p> <p>また、「プラスチック資源」一括回収に伴い新選別施設建設や硬質プラスチック運搬等の財政負担が発生する際には、十分な財政支援を求める。</p>		
提案理由	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年10月20日付で環境省・経済産業省が示した「今後のプラスチック資源循環施策の基本的方向性を踏まえた主な施策について」において、家庭から排出されるプラスチック容器包装・製品について、まとめてリサイクルできる措置を求めてはどうかとされており、更には、事業者から排出されるプラスチック資源を市町村が回収する場合には、家庭から排出されたものとまとめてリサイクルできる環境を整備するとされているが、その実現にあたっては処理ルート、市町村が行う選別施設の確保など課題が多いことから、拙速な結論を提示せず、市町村、事業者などの意見を十分に反映させた提言を求める。 また、新選別施設の建設が必要となるなどの場合には財政負担が大きいため、循環型社会形成推進交付金の拡充など十分な財政支援を要望する。 		
現況及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> 「プラスチック資源」としてのごみの分別を住民に浸透させるには、十分な時間が必要である。 硬質プラスチックなどの製品をまとめてリサイクルする場合には、旧来のプラスチック圧縮梱包施設では処理できないため、新規の設備の導入が必要となる。 小規模事業者の排出するプラスチックは発生推計が困難であり、施設規模の算定も困難が予想される。 		
法令関係	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 容器包装リサイクル法		

○ 経済分野

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (R2・8・20 第147回総会；駒ヶ根市)				
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 (分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設		
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 環境省 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 観光部、環境部 <input type="checkbox"/> その他 名称				
件名	5 山岳環境の整備に対する財政的支援について				
提案市	松本市、大町市、塩尻市、安曇野市				
提案要旨	<p>山岳（高原を含む）における登山道や遊歩道、山小屋の経営やトイレ等の環境整備に対して、国・県の一層の財政的支援を要望する。</p>				
提案理由	<p>日本アルプスを擁し、観光立県として世界級のリゾートを目指す本県にとって、登山道や遊歩道等は、滞在型観光を推進する上で不可欠な基盤であり、官民連携のもと、積極的に整備に取り組むべき県全域の共通課題であると認識している。</p> <p>一方、県内に点在する山小屋は、多くの登山客を受け入れるとともに、環境保全や登山道の維持整備、遭難対策等、公的な役割を幅広く担っているものの、トイレ等の環境整備には、財政負担や管理方法など多くの課題がある。</p> <p>加えて、コロナ禍や度重なる自然災害の影響により山小屋の経営は大きな打撃を受けており、転換期を迎えている。こうしたことから、県が主体となり各市町村や関係団体等との連携のもとで、各山域の課題を共有しつつ、解決を図る必要がある。</p>				
現況及び課題等	<p>県内には、関係団体等と連携しながら山小屋や登山案内人等が行う登山道維持管理活動を積極的に支援している自治体もある。</p> <p>提案代表市である安曇野市では、今般、燕岳のテント場にある市所有のトイレ整備を予定しているが、環境省の補助金のほか財源はなく、クラウドファンディングによる資金調達を考えている。</p> <p>また、山小屋の抱える課題は、宿泊制限等による大幅な収入減のほか、物資のヘリ輸送経費の高騰や携帯電話の通信環境の改善など数多くあり、山小屋事業者のみでは解決が困難な状況となっている。</p>				
法令関係	長野県登山安全条例ほか				

○ 経済分野

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (R2・4・16 第146回総会; 須坂市)			
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設	
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 総務省、林野庁 <input type="checkbox"/> 県 担当部局 <input type="checkbox"/> その他 名称			
件名	6 森林環境譲与税の譲与基準の見直しについて			
提案市	須坂市			
提案要旨	<p>森林経営管理制度により森林整備を進めるための財源である森林環境譲与税の譲与基準について、私有林の人工林面積が大きく森林整備が必要な市町村へより多く譲与されるよう、基準の見直しを要望します。</p>			
提案理由	<p>平成31年4月、温室効果ガスの排出削減や森林災害防止等を図るため、森林整備に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境譲与税が創設されました。</p> <p>市町村に対する譲与基準は、10分の5を私有林人工林面積、10分の2を林業就業者数、10分の3を人口で按分することとされており、森林面積が少ないにも関わらず、人口が突出して多い大都市への譲与額が著しく大きくなっています。</p>			
現況及び課題等	<p>最近10年間に間伐が行われていない等で、森林経営管理制度により森林整備を行う当市の私有林人工林の対象森林は約2,500haあります。</p> <p>今後、意向調査の実施、森林経営管理権集積計画の作成等を進めるに伴い、市町村が直接、間伐や森林作業道の路網等の森林整備を実施する事業費の不足が懸念されます。</p>			
関係法令	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律			

○ 経済分野

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (R2・4・16 第146回総会；須坂市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 (分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国 <input checked="" type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> その他	担当省庁 担当部局 名称	林務部
件名	7 ツキノワグマの個体数調整について		
提案市	須坂市		
提案要旨	ツキノワグマによる人身被害や農作物被害の未然防止を図るため、予察捕獲が行えるよう、県の方針を変更するよう要望します。		
提案理由	<p>農業振興を図る上で有害鳥獣被害は深刻な問題であり、例年同じ地域に出没するなど被害発生の恐れがある場合に、予察捕獲による個体数調整を行うことで、農耕地や住宅地への出没を抑制できると考えます。</p> <p>また、市農業委員会からも、県の方針を変更するよう働きかけを要請されています。</p>		
現況及び課題等	<p>現在、長野県第二種特定鳥獣管理計画（第4期ツキノワグマ保護管理）においては、被害発生の予察だけを目的とした捕獲は原則として許可しないこととされています。</p> <p>当市では獣害防止のため、全市的に緩衝帯を整備し電気柵を約 50 km にわたり設置していますが、毎年出没が絶えない地域では農作物被害が発生し、人身被害も危惧されています。一度捕獲され、耳標を装着し放棄された個体が、再度捕獲後、再び放棄された事例も過去にあり、放棄に対する地域住民の理解を得ることが難しい状況にあります。</p>		
関係法令	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律		

○ 危機管理建設分野

区分	■ 新 規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · 第 回総会 ; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 土国交通省 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 建設部 <input type="checkbox"/> その他 名 称		
件名	8 宅地耐震化推進事業の推進における市町村への財政支援等について		
提案市	長野市、茅野市		
提案要旨	本事業を円滑に推進するためには、第二次スクリーニング調査及び対策工事に伴う市町村の財政負担を軽減する必要があると考えることから、事業の採択条件の緩和と補助率を一律 1 / 2 とし、併せて県の財政支援を要望する。また、対象住民の不安を払拭するため、国、県及び市町村が一体となって取り組める制度構築を要望する。		
提案理由	<p>国では、防災・減災、国土強靭化のための 3 か年緊急対策として、本事業の推進を図っている。各自治体では防災・減災、国土強靭化のための対策として必要な事業と認識はしているが、厳しい財政状況のなか、現状では円滑な推進は見込めないと考えている。</p> <p>本事業を円滑に進めるには、対策工事（現行制度：大規模盛土造成地活動崩落防止事業、補助率 1 / 4 ~ 1 / 2 、いくつもの条件を満足するほど高率となる）に伴う自治体の財政負担の軽減と、住民不安を払拭できる体制や制度の構築が必要と考える。</p>		
現況及び課題等	<p>茅野市では、令和元年度に大規模盛土造成地マップ全 18 か所の公表を行っている。令和 2 年度には、これらの場所における安全性の確認業務を委託により行い、この結果市内数か所において更なる追跡調査が必要との結果が得られたため、令和 3 年度から複数年に分け地元説明を行ったうえで、ボーリング調査を予定している。その結果次第では、対策工事に向け準備を進めることになる。</p> <p>長野市では、令和 4 年度以降 2 か所の第二次スクリーニング調査を見込んでいるが、その調査費用負担が課題になっている。</p>		
法令関係	宅地造成等規制法		

○ 総務文教分野

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · 第) 回総会 ; 市)	分野	
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()		<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 総務省消防庁 <input type="checkbox"/> 県 担当部局 <input type="checkbox"/> その他 名称		
件名	(追加) 消防団員の報酬等の基準について		
提案市	長野市		
提案要旨	消防庁から通知された「消防団員の報酬等の基準」に基づき、必要な予算措置を実施するに当たり、市町村の団員数等の実態に即した地方財政措置を講じていただくことを要望する。		
提案理由	<p>消防庁では、消防団員数が全国で減少していることを踏まえ、消防団員の確保を目的とした検討会を開催し、消防団員の適切な処遇のあり方に関する報告書をまとめた。この報告書を踏まえ、令和3年4月13日付けで消防庁から「消防団員の報酬等の基準」が示された。</p> <p>この基準では、団員の年額報酬は36,500円、出動報酬は1日当たり8,000円を標準とすることが示されている。市町村で必要な予算措置を実施するに当たり、市町村の団員数等の実態に即した地方財政措置を講じていただくことを要望する。</p>		
現況及び課題等	<p>当市では、今回の基準の参考となった地方交付税の算定に係る消防団員の単価の標準団体と比べ、多くの団員数を抱えており、国の財政措置については、地方交付税の算定の補正等による割増など、実態に即した財政措置を講じていただきたい。</p> <p>○国の財政措置基準 標準団体 10万人 団員数 583人 (長野市規模 37万人 団員数 2,201人)</p> <p>○長野市の予算措置 37万人 団員数 3,430人 (+1,229人)</p> <p>※長野市 団員年額報酬 19,000円 (国基準36,500円) 出動報酬 1日当たり2,000円 (国基準 8,000円)</p>		
法令関係	地方財政法、地方財政法施行令		

II 副市長・総務担当部長会議送付議題

○ 総務文教分野

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 再提案	(· · 第回総会 ; 市)
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 総務省ほか <input type="checkbox"/> 県 担当部局 <input type="checkbox"/> その他 名称		
件名	1 自治体システムの仕様の標準化により見込まれる一時的費用等の市町村負担軽減について		
提案市	須坂市、飯山市		
提案要旨	自治体システムの仕様の標準化について、移行や連携に必要な一時的な費用の発生が見込まれるため、必要な財政措置を行うことを要望する。 また、標準化の内容、スケジュール等について早期に示すとともに、共同利用指針についても検討、推進することを要望する。		
提案理由	現在検討を進めている17業務の自治体システム仕様標準化については、標準化した住民記録システムを導入した場合、関連システムとの連携機能の改修が必要となる場合がある。また、既存システムからのデータ移行費用や、残契約期間の使用料など、市町村の一時的な負担増が見込まれる。 このほか、二重投資を避けるためにも、スケジュール等を早期に把握し、自治体の負担軽減を図りたい。 仕様の標準化は共同利用を視野に入れたものであるが、その方向性や指針を明確にすることで共同利用が促進されると考えられる。		
現況及び課題等	対象となっている17業務について、どの部分まで含まれているかは仕様を確認するまでは分からぬが、市町村が使用しているシステムは様々であり、少なくとも仕様から外れるサブシステムが出てくると考えられ（福祉医療給付、地域包括支援、水道、公営住宅管理等）、これらとの連携のため改修費用が発生すると考えられる。 須坂市で実施した過去のシステム移行では、事業者間のデータ移行に6,000万円前後の費用が発生した実績がある。 標準化システムへの移行には長期の準備期間を要し、職員数が減少している中での対応は大きな負担となることも見込まれる。		
法令関係			

○ 総務文教分野

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · 第回総会 ; 市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国 担当省庁 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 企画振興部 <input type="checkbox"/> その他 名称		
件名	2 固定資産税の土地と家屋の評価替えに係る航空写真撮影について		
提案市	小諸市		
提案要旨	<p>固定資産税の課税客体の把握に効果がある航空写真の撮影に当たり、市町村単独又は近隣市町村共同で実施するのではなく、市町村から応分の負担金を徴収して長野県が主体となり、各地域振興局単位等で実施できるようすることを要望する。</p>		
提案理由	<p>このような共同調達対応によって、経費節減、各市町村境の重複撮影部分の解消につながり、各市町村の財政状況に左右されず定期的、安定的に課税客体を把握できることにつながるために要望する。</p> <p>固定資産税の課税額を算定するに当たり、個別に固定資産評価を行っている中で、家屋の評価漏れ、滅失漏れの把握、土地の現況把握等の課税客体の把握等に効果がある航空写真の撮影により、適切な実態把握をすることは有効である。</p> <p>小諸市では、概ね6年に一度（平成22年度・平成29年度）に航空写真撮影をしてきた経過があるが、評価替えに係る期間である3年に一度の航空写真撮影計画を立てたくても財政が非常に逼迫しているので難しい状況である〔※H29年度航空写真撮影等業務費用で6,912千円支出〕。なお、固定資産税は市町村の基幹税目であり、また、評価に係り100%の適正さを求められるにもかかわらず、ともすれば航空写真の撮影の期間が空く（長引く）ほど100%の適正さから遠ざかり、結果、適正な税増収の可能性からも遠ざかるといった負の循環に陥ることが危惧され、すべての課税客体の利用状況を人間の足（脚）と目で確認する（地方税法第408条：市町村長は、固定資産評価員又は固定資産評価補助員に当該市町村所在の固定資産税の状況を毎年少なくとも1回実地に調査させなければならない。）ことは、非常に困難である。</p>		
現況及び課題等	<p>19市中、3年に一度は13市、5年に一度は2市、6年に一度は2市（小諸市はここに該当）、不定期で2市が航空写真の撮影を実施している状況である（H29 19市税務事務研究会）。なお、伊那市、駒ヶ根市は、H31年度に8市町村（辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪町・中川村・宮田村）共同で撮影したとのことである。</p> <p>また、茨城県（政策企画部情報システム課）、三重県（総務部スマート改革推進課）、京都府（政策企画部情報政策課）等では県が主体で、各県のほぼ全域の空中写真撮影を行っており、各市町村の固定資産に係る目的に活用している。</p> <p>課題として、共同で撮影するに際し、①地上画素寸法（地上解像度）の調整、②どれくらいの市町村が参加いただけるかの課題を解決しなければならない。つまり、各市町村の現行精度の維持の必要性と更新時期の維持の調整が課題であり、また、業務システムに合わせたデータ加工が可能か否かの課題も検討する必要がある。</p>		
法令関係	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法 ・測量法 ・地理空間情報活用推進基本法 <p>(・関連：平成30年2月国土交通省国土地理院発行の固定資産税調査用空中写真撮影の実態に関する調査業務結果)</p> <p>(・関連：長野県情報政策課平成27年度作成「航空写真の共同調達」「航空写真の共同調達アンケート結果まとめ」)</p>		

○ 総務文教分野

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (R2・8・20第147回総会;長野市、中野市、佐久市)																							
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 (分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設																					
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 総務省 <input type="checkbox"/> 県 担当部局 <input type="checkbox"/> その他 名称																							
件名	3 公共施設等適正管理推進事業債の制度延長及び拡充について																							
提案市	上田市、岡谷市、中野市、佐久市																							
提案要旨	<p>公共施設等適正管理推進事業債については、令和3年度までとされているが、多くの自治体で令和2年度中に個別施設計画の策定を完了する状況である。個別計画に基づく施設の適正管理の推進に必要な財源であるため、対象期間を延長するとともに地方財政措置の拡大を希望する。</p>																							
提案理由	<p>公共施設適正化推進事業債は、公共施設の維持更新における地方公共団体の貴重な財源であるが、集約化・複合化、長寿命化、転用の各事業の活用に必要となる個別施設計画については、令和2年度中に多くの自治体で策定が完了する。しかしながら、個別施設計画に基づく更新等の多くは令和3年度までには完了しないことが見込まれており、個別施設計画に基づく維持管理・更新等には安定的な財源の裏付けが必要である。今後の計画的な事業遂行のため、施行期間を延長するとともに地方財政措置を拡大していただきたい。</p>																							
現況及び課題等	<p>【公共施設適正化推進事業債】(令和3年度まで(6.は令和2年度まで))</p> <table> <tbody> <tr> <td>1. 集約化・複合化事業</td> <td>充当率90%</td> <td>交付税措置率50%</td> </tr> <tr> <td>2. 長寿命化事業</td> <td>充当率90%</td> <td>交付税措置率30~50%</td> </tr> <tr> <td>3. 転用事業</td> <td>充当率90%</td> <td>交付税措置率30~50%</td> </tr> <tr> <td>4. 立地適正化事業</td> <td>充当率90%</td> <td>交付税措置率30~50%</td> </tr> <tr> <td>5. ユニバーサルデザイン化事業</td> <td>充当率90%</td> <td>交付税措置率30~50%</td> </tr> <tr> <td>6. 市町村役場機能緊急保全事業</td> <td>充当率90%</td> <td>交付税措置率 ※</td> </tr> <tr> <td>7. 除却事業</td> <td>充当率90%</td> <td>交付税措置なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>※起債対象経費の75%の範囲内で充当した起債の元利償還金の30%</p>			1. 集約化・複合化事業	充当率90%	交付税措置率50%	2. 長寿命化事業	充当率90%	交付税措置率30~50%	3. 転用事業	充当率90%	交付税措置率30~50%	4. 立地適正化事業	充当率90%	交付税措置率30~50%	5. ユニバーサルデザイン化事業	充当率90%	交付税措置率30~50%	6. 市町村役場機能緊急保全事業	充当率90%	交付税措置率 ※	7. 除却事業	充当率90%	交付税措置なし
1. 集約化・複合化事業	充当率90%	交付税措置率50%																						
2. 長寿命化事業	充当率90%	交付税措置率30~50%																						
3. 転用事業	充当率90%	交付税措置率30~50%																						
4. 立地適正化事業	充当率90%	交付税措置率30~50%																						
5. ユニバーサルデザイン化事業	充当率90%	交付税措置率30~50%																						
6. 市町村役場機能緊急保全事業	充当率90%	交付税措置率 ※																						
7. 除却事業	充当率90%	交付税措置なし																						
法令関係	地方財政法																							

○ 総務文教分野

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (R2・8・20 第147回総会；長野市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 総務省 <input type="checkbox"/> 県 担当部局 <input type="checkbox"/> その他 名称		
件名	4 固定資産税・都市計画税に係る被災住宅用地等に対する課税標準の特例措置の見直しについて		
提案市	長野市		
提案要旨	固定資産税・都市計画税に係る被災住宅用地等に対する課税標準の特例措置の適用期間は、被災後2年度分に限られているが、被災地の実情に合わせて、当該特例措置の適用期間を見直すことを要望する。		
提案理由	<p>被災者の中には短期間に住宅再建等に係る資金確保が難しい高齢者や生活困窮者もあり、被災後2年度を経過しても住宅の再建に着手できない場合が想定される。その場合は3年度目以降、当該特例措置が適用されなくなるため、被災者の税負担が増加し、被災者の生活再建が更に遅れることが懸念される。</p> <p>被災地の実情に合わせて、被災後2年度分に限られている当該特例措置の適用期間を見直すことが必要である。</p> <p>令和元年東日本台風災害を経験した本市の場合は、令和3年度が特例適用期限であり、令和4年度の税制改正に間に合わせるため、今回要望するものである。</p>		
現況及び課題等	被災地区の災害復興対策委員会等の団体や個人等から、要望書や投書で、当該特例措置の適用期間の延長を含めた減税措置の要望が寄せられている。		
関係法令	地方税法第349条の3の3、地方税法第702条の3		

○ 総務文教分野

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · 第回総会 ; 市)									
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()									
要望先	<table border="1"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 国</td> <td>担当省庁</td> <td>総務省</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 県</td> <td>担当部局</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他</td> <td>名 称</td> <td></td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	総務省	<input type="checkbox"/> 県	担当部局		<input type="checkbox"/> その他	名 称	
<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	総務省								
<input type="checkbox"/> 県	担当部局									
<input type="checkbox"/> その他	名 称									
件名	5 財産区議会議員一般選挙における供託金制度の適用除外について									
提案市	上田市									
提案要旨	財産区議会議員のなり手不足が深刻であるなか、財産区議会議員一般選挙における供託金制度の適用は、立候補への意欲を低下させる要因となるため、当該選挙への供託金制度の適用除外を要望する。									
提案理由	<p>令和2年6月12日に公布された公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年法律第45号）により、町村議会の議員選挙について供託金制度を導入するものとし、その額を15万円とするものとされたが（公職選挙法第92条第1項）、公職選挙法第268条の規定により町村議会の議員選挙の規定が適用される財産区議会の議員選挙についても、供託金制度が適用されることとなった。</p> <p>しかし、立候補者の乱立等を防止する事を目的とした供託金制度は、時代とともに議員のなり手不足が深刻化し、数十年間、無投票が続いている財産区議会の議員選挙には馴染まないものであり、供託金制度の適用により、更に立候補への意欲低下が予想されることから、財産区議会の議員選挙における供託金制度の適用除外を要望する。</p>									
現況及び課題等	<p>■現状：上田市内9財産区 77議員</p> <p>■課題：当該選挙において、過去に投票による選挙執行実績はなく、全て無投票であり、全ての財産区でなり手不足が進んでいる。</p>									
関係法令	公職選挙法									

○ 総務文教分野

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (R2・8・20第147回総会;長野市・安曇野市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 文部科学省 <input type="checkbox"/> 県 担当部局 <input type="checkbox"/> その他 名称		
件名	6 GIGAスクール構想における端末等の更新にかかる費用支援について		
提案市	飯山市		
提案要旨	<p>GIGAスクール構想により、小学校1年生から中学校3年生までの全員に本年度タブレットが配布され、ICT教育の推進やコロナ禍でのオンライン授業での活用が可能となる。しかしながら、国の支援は当初整備分だけであり、更新時の支援がないので、今後を踏まえ、更新時の支援策の新設を要望する。</p>		
提案理由	<p>国が進めているGIGAスクール構想については、新型コロナウイルス対策として、休校等による家庭でのオンライン学習環境整備のため、本年度にタブレット等の整備が補助され整備を進めているところ。</p> <p>しかしながら、国の支援は当初の購入時のみであり、更新・修繕等に対する補助支援はない。将来的にGIGAスクール構想を進めるのであれば更新時の支援は必要となるので、新規購入時のみでなく更新時に対する支援補助制度の新設を要望する。</p>		
現況及び課題等	<p>飯山市ではタブレットの整備費用として小中学生分約1億円がかかっている。タブレットの耐用年数はハード的にもソフト的にも5年で更新が必要になる。5年後の更新時に市単独で整備することは財政的に難しいと考える。</p>		
関係法令	公立学校情報機器整備費補助金交付要綱		

○ 総務文教分野

区分	■ 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (第 回総会 ; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()		<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国 <input checked="" type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> その他	担当省庁 担当部局 名 称	教育委員会事務局
件名	7 小中学校での学習におけるICT機器の活用方針について		
提案市	東御市		
提案要旨	学年毎、教科毎におけるICT機器の活用方針の明確化を要望する。		
提案理由	GIGAスクール構想により、県内はもとより全国一律に、児童生徒へのタブレット等一人一台の整備が進められており、これらを活用した解かりやすく、理解が深まる授業づくりが期待されている。しかし、ICT機器を授業のどの場面で、どのように活用したらよいか目安がないため、県下統一した活用指針が必要である。		
現況及び課題等	ICT機器の活用は、教職員の個人の資質によるところが大きく、加えて、教職員の異動等による、ICTを活用した授業の継続性の担保も考慮する中で、教科ごとのICT導入レベルの目安を統一するなど、格差が生じない取組が課題である。		
関係法令			

○ 総務文教分野

区分	<input type="checkbox"/> 新規 ■ 再提案 (H29・4・20第140回総会；長野市)				
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設		
要望先	<input type="checkbox"/> 国 担当省庁 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 教育委員会事務局 <input type="checkbox"/> その他 名称				
件名	8 国・県指定文化財の保存修理事業に対する県費補助金の拡充について				
提案市	長野市				
提案要旨	国・県指定文化財の保存活用を目的とする保存修理事業に関し、適切な事業実施に必要となる財源を安定的に確保するため、県の文化財保護事業補助金交付要綱に基づく県費補助金の拡充を要望する。				
提案理由	文化財は、長い歴史の中で受け継がれてきた、かけがえのない文化遺産であり、文化財保護法では「地域社会総がかりでその継承に取組むことが必要」とされている。文化財は国・県・市町村など各主体により指定等がされており、それぞれ国・県・市町村・所有者等の応分の負担により適切な保存がなされるが、本県では平成16年度以降、国指定文化財に対する県費補助金が大幅に縮減され、特に平成25年4月に補助金交付要領が制定されて以降は、補助金交付要綱に規定された県補助率が有名無実化し、国、市町村、所有者等の負担割合に比して著しく低い補助率により運用されている。また、県指定文化財についても、県予算の制約により適切な時期、内容の保存修理が実施できず、文化財の価値がき損されかねない状況となっている。文化財保護法が求める「地域社会総がかり」での文化財保護という理念に基づき、文化財の適切な保存と有効な活用を進めていく上で、県費補助金の補助率引上げ及び予算拡充による支援拡大を強く要望する。				
現況及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> 国指定文化財に対する県費補助金の補助率は要綱で規定されているが、平成25年度作成の要領によって補助率が著しく低く抑えられている。 「要綱」－国庫補助金相当額を控除した額の2分の1以内 (国庫補助率50%の場合 ⇒ 25%以内) 「要領」－事業主体が市町村以外の場合 ⇒ 7.5%～1%以内 事業主体が市町村の場合 建造物・重伝建 ⇒ 3%以内 史跡等 ⇒ 3%以内 (上限50万円) 県予算の制約により県指定文化財の適切な保存が実施できていない。 				
法令関係	文化財保護法、文化財保護条例 文化財保護事業補助金交付要綱、文化財保護事業補助金交付要領				

○ 総務文教分野

区分	□新規 ■再提案 (H28・4・21 第138回総会;伊那市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 文部科学省、スポーツ庁 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 教育委員会事務局 <input type="checkbox"/> その他 名称		
件名	9 陸上競技場公認更新における補助制度の創設について		
提案市	飯田市・伊那市・茅野市		
提案要旨	<p>日本陸上競技連盟の公認陸上競技場として継続するためには、5年ごとの公認更新時に施設の改修及び用器具の整備に高額な費用を要し、自治体の負担が大きいことから、スポーツ施設改修費用の補助制度の創設を国及び県に要望する。</p>		
提案理由	<p>公認陸上競技場として継続するためには、日本陸上競技連盟の基準に適合した施設や用器具の整備が必要となり高額な改修費用を要することになる。</p> <p>特に、トラック等の走路に使用されているポリウレタン系全天候舗装は、摩耗するため、公認更新に当たり数千万円から2億円を超える改修工事を行わなくてはならない。</p> <p>設置から年数が経過するごとに、公認更新の費用は増加し、陸上競技場を管理する自治体の財政的負担は大きくなっている。</p>		
現況及び課題等	<p>公認陸上競技場は広く地域で利用され、陸上競技会や記録会の開催、また、地域の陸上選手の練習会場ともなっている。しかし、公認に伴う整備費用は競技場を設置、管理する自治体の負担となっている。</p> <p>これまでも、一部独立行政法人日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金(toto)を受けてはいるが、体育施設改修の上限額は2千万円(全面改修は1億円)で、改修費用が高額になった場合、管理する自治体の財政負担は大きい。また、コロナ禍の中でtotoの助成も見通せない状況となっている。</p> <p>陸上競技場の公認を継続するためには多額の費用を要するが、これを目的とした補助制度はないため、国の補助制度創設とともに、県の支援を併せて要望する。</p>		
法令関係	日本陸上競技連盟「公認陸上競技場及び長距離競走路ならびに競歩路規程」及び「陸上競技場公認に関する細則」等		

○ 社会環境分野

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (R2・8・20 第147回総会 ; 駒ヶ根市)																											
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設																									
要望先	<input type="checkbox"/> 国 担当省庁 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 健康推進部 <input type="checkbox"/> その他 名称																											
件名	10 福祉医療費給付事業における県補助対象の拡大について																											
提案市	駒ヶ根市																											
提案要旨	福祉医療費給付事業における小・中学生の通院医療費について、県補助の対象となるよう要望する。																											
提案理由	<p>福祉医療費の小・中学生の通院医療費については県補助となっていないため、市町村の財政負担が大きい。</p> <p>また、平成30年8月の現物給付開始以降、子ども医療費に係る支給額が大幅に増加している。</p> <p>以上を踏まえ、小・中学生の通院医療費について、県補助の対象となるよう要望する。</p>																											
現況及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの福祉医療費の対象年齢 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>県補助</th> <th>駒ヶ根市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院</td> <td>中学校卒業まで</td> <td>18歳到達後の3/31まで</td> </tr> <tr> <td>通院</td> <td>未就学児まで</td> <td>中学校卒業まで</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 福祉医療費支給額 (子ども) (単位 : 千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>支給額</th> <th>県補助金 (対象の1/2)</th> <th>駒ヶ根市 一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29年度(決算額)</td> <td>67,559</td> <td>14,874</td> <td>52,685</td> </tr> <tr> <td>H30年度(決算額)</td> <td>79,523</td> <td>17,368</td> <td>62,155</td> </tr> <tr> <td>H31年度(決算額)</td> <td>81,883</td> <td>18,338</td> <td>63,545</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H30年度は、現物給付導入により支給月数が13ヶ月となっている。</p>				県補助	駒ヶ根市	入院	中学校卒業まで	18歳到達後の3/31まで	通院	未就学児まで	中学校卒業まで	年 度	支給額	県補助金 (対象の1/2)	駒ヶ根市 一般財源	H29年度(決算額)	67,559	14,874	52,685	H30年度(決算額)	79,523	17,368	62,155	H31年度(決算額)	81,883	18,338	63,545
	県補助	駒ヶ根市																										
入院	中学校卒業まで	18歳到達後の3/31まで																										
通院	未就学児まで	中学校卒業まで																										
年 度	支給額	県補助金 (対象の1/2)	駒ヶ根市 一般財源																									
H29年度(決算額)	67,559	14,874	52,685																									
H30年度(決算額)	79,523	17,368	62,155																									
H31年度(決算額)	81,883	18,338	63,545																									
法令関係	福祉医療費給付事業補助金交付要綱																											

○ 社会環境分野

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · 第回総会 ; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 厚生労働省 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 健康福祉部 <input type="checkbox"/> その他 名称		
件名	11 新型コロナウイルス感染症発生後の新たな医療供給体制の確立について		
提案市	飯山市		
要旨提案	地域医療構想推進のため再編・統合が必要とされ公表された公立・公的医療機関について白紙撤回し、新型コロナウイルス感染症の発生後の新たな医療供給体制の確立を求める。		
提案理由	<p>厚生労働省は「経済財政運営と改革の基本方針」(いわゆる「骨太の方針」)に従い地域医療構想推進のためと称して、厚生労働省が一方的に定めた基準に基づき再編・統合が必要な公立・公的医療機関を公表し、地域にとって必要不可欠な医療機関の統廃合を進めようとしている。</p> <p>しかしながら、再編・統合が必要とされた公立・公的医療機関（県内15医療機関）の多くは、新型コロナウイルス感染症が蔓延し先が見通せないこの状況下において、公立・公的医療機関としての責務を果たすため危険を顧みず検査、診療、入院の受入れ等の対応を行っており、各医療圏域において必要不可欠な医療機関となっている。</p> <p>今年度の「経済財政運営と改革の基本方針」では新型コロナウイルス対策として検査体制、医療体制を強化していくとしている。新型コロナウイルスにより国内の医療体制については抜本的に見直す必要があるので、地域医療構想推進のため再編・統合が必要とされ公表された公立・公的医療機関の白紙撤回を求める。</p> <p>また、県が策定する地域医療構想は、国の方針に基づき、2025年（令和7年）における医療需要を推計し、目指すべき医療提供体制を計画し実現するための施策を定めているが、新型コロナウイルス感染症の発生により医療需要の状況が一変しているため、新型コロナウイルスに対する医療供給体制も含めて構想を改定することが必要である。</p>		
課題等	当市では、飯山赤十字病院が地域医療構想推進のため、再編・統合が必要とされた公立・公的医療機関として公表されたが、新型コロナウイルス感染症の発生後は、検査、診療、入院患者の受入れ等を行っており、以前にも増して地域中核医療機関としての機能を發揮している状況である。		
法令関係	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律		

○ 社会環境分野

区分	■ 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · 第回総会 ; 市)											
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設									
要望先	<table border="1"> <tr> <td>■ 国</td><td>担当省庁</td><td>厚生労働省</td></tr> <tr> <td>■ 県</td><td>担当部局</td><td>健康福祉部</td></tr> <tr> <td>□ その他</td><td>名 称</td><td></td></tr> </table>	■ 国	担当省庁	厚生労働省	■ 県	担当部局	健康福祉部	□ その他	名 称			
■ 国	担当省庁	厚生労働省										
■ 県	担当部局	健康福祉部										
□ その他	名 称											
件名	12 新興・再興感染症の感染拡大を踏まえた今後の医療提供体制の在り方及び医療機関への支援について											
提案市	長野市											
提案要旨	医療計画及び地域医療構想に、新興・再興感染症の感染拡大防止対策の観点を反映させるとともに、医療機関における感染患者の受入体制及び院内感染の防止対策のための大規模な施設・設備整備への手厚い支援を要望する。											
提案理由	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、医療機関で院内感染が発生した場合、救急患者の受入停止や、手術を制限するなど通常診療が行えない事態が発生し、医療現場では「救える命が救えなくなる」といった危機感を募らせている。</p> <p>また、院内感染により、病床数が制限され、新規感染患者の受入れが困難となり、入院調整に影響が出るなど、医療提供態勢のひっ迫が懸念されている。</p> <p>こうした事態を未然に防ぐため、次期医療計画においては、今後の新興・再興感染症の感染拡大に備えた内容を盛り込むとともに、地域医療構想については、パンデミック等を想定した重症患者等の必要病床数を確保すること。</p> <p>また、院内感染の防止対策及び臨時病棟の設置等、大規模な施設・設備整備など行う医療機関に対しては、総合確保基金等を活用した手厚い支援制度を創設することを要望する。</p>											
課題等	県内においては、実質的な病床使用率が50%を超える状態が続いている、県は「医療提供態勢のひっ迫が懸念される状態」として、1月14日に医療非常事態宣言を発令した。											
関係法令	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律											

○ 社会環境分野

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 再提案	(· · 第) 回総会 ; 市		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設		
要望先	<input type="checkbox"/> 国 担当省庁 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 健康福祉部 <input type="checkbox"/> その他 名称				
件名	13 がん患者への補正具購入助成制度の創設について				
提案市	伊那市、駒ヶ根市				
提案要旨	がん患者の療養生活や社会参加を推進するため、補正具（医療用かつら（ウイッグ）や乳房補正具）の助成制度の創設を県に要望する。				
提案理由	<ul style="list-style-type: none"> ・がんの罹患者数は増加が見込まれる現状である。 ・治療に伴う外見の変化は、患者の精神的な負担となっており、ましてや、人目は気になるものである。治療中の精神的負担を少しでも軽減できるようにしていくことが必要である。 ・生きる意欲を増進するためには、家にひきこもらず社会参加（仕事・地域づくり・趣味など）することが大事な要件であり、人目を気にせず、治療前と同じ生活が送れるように支援できることが重要である。 ・全国では、県が主体となり支援している例もある。県には、市町村が取り組みやすい助成制度の新設をお願いしたい。 				
現況及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ○伊那中央病院がん相談センター（がん拠点病院）の状況 ・2019年度外来がん患者数 3,528人、このうち伊那市の患者数1,825人 ・伊那市の年代別内訳 20～59歳：338人、60代：367人、70代以上：1120人 ・このうち抗がん剤療法、放射線治療は6割を占め、抗がん剤の副作用による脱毛は9割の方に見られ、ほとんどの方へ精神的ケアを行っている現状がある。 ○補正具の着用期間は、治療期間によって比例するため様々であるが、およそ1～3年の間と思われる。 ○（参考）「第2期信州保健医療総合計画」より県の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・35歳から74歳のがん患者は全国・県ともに増加している。 ・全年齢で、全国・県ともに人口は減少しているが、がん患者数は増加している。 ○19市の助成状況 … 実施なし（検討中3市） 				
関係法令	なし				

○ 社会環境分野

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (H30・4・19第142回総会；千曲市)				
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設		
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 厚生労働省 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 健康福祉部 <input type="checkbox"/> その他 名称				
件名	14 重症心身障がい児（者）及び医療的ケアが必要な障がい児（者）への支援体制の拡充について				
提案市	上田市				
提案要旨	<p>地域において重症心身障がい児（者）の方や、医療的ケアを必要とする障がい児（者）の方が利用出来る社会資源は十分でない。既存で受け入れをしている事業所へ、また新たに受け入れ可能な事業所が増えるために、施設整備や運営費に関しての支援体制の整備が図られることを要望する。</p>				
提案理由	<p>障害者総合支援法の施行や、児童福祉法の改正により、障がい児（者）の方が利用できる福祉サービスとしての社会資源は拡大している。しかし、地域において重症心身障がい児（者）の方や医療的ケアを必要とする障がい児（者）の方が利用出来る社会資源は今だ十分ではなく、遠方の事業所を利用せざるを得なかつたり、利用回数やサービス内容が家族や本人の要望とかけ離れていたりする現実がある。</p> <p>原因として、受け入れる事業所が施設整備や運営費に関しての支援体制が十分でないことも要因のひとつであるため、広域的利用に亘る事業所に対して、また資源不足が顕著であるサービスについては、国の補助事業への上乗せや充実など、県単独事業の創設による施設整備や、報酬体系の見直しによる運営費補助などにより、事業所の負担軽減を要望する。</p>				
現況及び課題等	<p>■現況： 在宅の重症心身障害児（者）→市内55人（内、児34人） 在宅の医療的ケアが必要な児（者）→市内20人（内、児14人）</p> <p>■課題：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日中を過ごす通いの場が不足 （児童発達支援、放課後等デイ、生活介護 等） ○いざという時の預かりの場が不足（短期入所等 等） ○将来的な長期利用（入所）の場が不足（療養介護、施設入所支援 等） 				
法令関係	障害者総合支援法、児童福祉法				

○ 社会環境分野

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (R2・8・20 第147回総会；須坂市、伊那市)				
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 (分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設		
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 厚生労働省、総務省 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 環境部、企画振興部 <input type="checkbox"/> その他 名称				
件名	15 上水道施設・管路の老朽化更新及び耐震化における国の支援について				
提案市	飯山市				
提案要旨	老朽化した水道施設・管路の更新や耐震化には、地方公営企業の財政負担が多いいため、国庫補助事業の採択基準の拡充を図るとともに、起債事業における交付税措置を要望する。				
提案理由	老朽管更新に係る補助制度は重要給水施設への管路や、基幹的な送配水管等を補助対象としているが、長期的な観点において持続的な水道事業経営にはすべての老朽管路の計画的な更新が必要である。経営環境が厳しい水道事業にとって、現行制度では対象とならない配水支管の更新を市が全額負担で行うことは財政負担が大きいことから更新事業の遅れを来すほか、老朽施設の維持修繕費の増大にもつながり経営環境の悪化を招く恐れがあるため。				
現況及び課題等	<p>当市の水道管総延長は約382kmあり、そのうち、既に耐用年数を超過した管路延長は全体の約1割、施設においても約2割が耐用年数を超過しており、今後さらに更新時期を迎える管路、施設が大量に発生していく状況である。</p> <p>当市は現在、水道事業経営戦略の施設更新計画に基づき重要給水施設管路の更新を優先実施しているが、一方で年々増加する老朽化した配水支管の更新需要に対しては、財政的に厳しいことから更新が進まない状況である。安全な水の安定供給を維持することを目的に、すべての管路更新を計画的に行うため、財政負担低減を図る国庫補助事業採択基準の拡充と、起債事業における交付税措置を要望する。</p>				
関係法令	水道法 地方公共団体金融機構法				

○ 社会環境分野

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (H31・4・18第144回総会；佐久市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 國土交通省 <input type="checkbox"/> 県 担当部局 <input type="checkbox"/> その他 名称		
件名	16 下水道施設改築等への社会资本整備総合交付金の継続的な財源確保について		
提案市	飯山市		
提案要旨	<p>社会资本整備総合交付金制度は下水道施設の整備・改築更新事業に必要な財源を確保する上で重要な制度である。今後下水道施設の改築更新需要が高まる中で、需要に見合う所要額の交付金の財源確保を要望する。</p>		
提案理由	<p>長野県がとりまとめた次期社会资本総合整備計画(R3～R7年度)の事業量調査結果によると、改築更新にかかる需要が大きく膨らむ結果となり、今後社会资本整備総合交付金の大幅な増加は見込めない中、予算不足となる可能性は極めて高い。しかし人口減少等事業環境が変化していく中で、今後の下水道事業の持続的な運営のためには、改築需要に見合った財源確保は必須である。</p>		
現況及び課題等	<p>次期社会资本総合整備計画(R3～R7年度)の事業量調査結果から、全県で年間約100億円余の予算不足と見込まれ、地方自治体が管理する下水道施設の改築更新計画に大きな影響を及ぼすことが予想される。</p>		
関係法令	<p>下水道法 社会资本整備総合交付金交付要綱</p>		

○ 社会環境分野

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (R2・8・20 第147回総会; 長野市ほか12市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 環境省、財務省 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 環境部 <input type="checkbox"/> その他 名称		
件名	17 国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について		
提案市	長野市、松本市、上田市、須坂市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市		
提案要旨	<p>循環型社会形成推進交付金制度（以下「交付金」という。）は、ごみ焼却施設、最終処分場、し尿処理施設など市町村等が実施する廃棄物処理施設の整備に必要な財源を確保する上で欠くことのできない制度であることから、実施年度において実施計画に見合った所要額が確実に満額交付されるよう求める。</p> <p>また、全ての廃棄物処理施設の整備に係る用地費や解体撤去工事費、管理棟を含む必要な全ての建屋部分についても交付対象とともに、住民理解を得るために周辺環境整備に要する費用についても、新たに交付対象とすることを併せて要望する。</p>		
提案理由	<ul style="list-style-type: none"> ・安全安心な暮らしを支える基幹インフラであるごみ処理施設は、現在、老朽化が進み、更新時期を迎える中で早急に整備を進める必要がある。 ・廃棄物処理施設の整備には複数年度にわたる多額の事業費が必要となるため、市町村においては厳しい財政状況の中で交付金収入を見込んだ整備計画を策定し事業を実施している。 ・建設着手までには長期にわたる地元協議が必要であり、建設同意後に事業を計画的に執行するためには、安定した国の予算確保と継続した財政支援が必要不可欠である。 ・最終処分場などの一部の施設整備に掛かる用地費、管理・計量設備、排水処理設備に係る建屋部分が交付金の交付対象となっていない。 ・廃棄物処理施設の解体には、特殊な設備の解体やアスベスト・ダイオキシン類の飛散防止対策、作業員のばく露防止対策、土壤汚染対策等、多額な費用が必要となるが、交付金の交付には新施設竣工の翌年度に解体着工が必要であり、また、交付金の交付対象が整備した施設と同数に限定され、市町村の財政負担が大きい。 ・ごみ焼却施設を整備する地域の住民理解を得るために、施設周辺や地域環境の整備も欠かせず、相当な費用を要することから、それに対する交付金による財政支援範囲の拡充が必要である。 		

提案理由	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年6月に策定された令和4年度までを計画期間とする「廃棄物処理施設整備計画」においては、地域住民の福祉の向上や災害時の防災拠点としての役割などの「地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備」が挙げられており、施設整備地域に多面的な価値をもたらす施設の整備が求められているが、裏付けとなる財源措置が必要である。
現況及び課題等	<p>【長野市、長野広域連合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 長野広域連合が整備するごみ焼却施設の稼働により、長野市では、平成30年度から既存焼却炉の解体及び新たなストックヤードの建設に着手している。(平成30年度：実施設計、令和元・2年度：焼却炉解体・ストックヤード建設、交付金の令和2年度当初内示額は要望額の100.0%) 長野広域連合が整備するごみ処理施設は、長野市に整備した焼却施設が本稼働し、須坂市に整備した最終処分場が運用を開始している。千曲市に整備している焼却施設は現在も建設中であるため、事業に対する交付金が削減された場合、長野広域連合を構成する全ての市町村の財政運営に重大な影響を及ぼすことになる。 施設整備に当たっては、整備する地域に協力を要請してからその地域の住民の同意が得られるまでに、約7年にわたり、その地域の住民との協議や説明会の開催等、多大な労力を費やした。 最終処分場など一部の施設整備に係る用地費、管理・計量設備、排水処理設備に係る建屋部分及び既存施設の解体撤去工事費並びに周辺環境整備の費用が交付金の交付対象となっておらず、事業を実施する上で懸念事項となっている。 新施設の稼働により運用を終えた既存施設は、速やかに解体撤去工事を実施することが必要であるが、工事にはダイオキシン類の飛散対策等の費用が加わり、工事に要する費用が高額になることから、管理する市町村等において工事費用を全て一般財源で賄わなければならないことが財源を確保する上で大きな課題となっている。
	<p>【松塩地区広域施設組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 松塩地区広域施設組合（松本市、塩尻市、山形村、朝日村）では、平成30年度にごみ焼却炉改良事業を含む整備事業を完了し、施設の延命化を図ってきた。 根幹であるごみ焼却施設は令和11年度（2029年度）を目標に新ごみ処理施設への移行に向けて新たな建設設計画の策定を進めている。新施設の建設には建設候補地の策定、地域住民の同意、理解と協力が不可欠で、施設稼働まで長い期間と費用を要する。特に用地取得の費用、旧施設の解体撤去費用、地元対策の周辺環境整備に要する費用等は交付金の対象外であり、厳しい財政状況の中で構成市村の大きな負担となるため、交付金の財政支援範囲の拡充が必要である。

【上田市、東御市、上田地域広域連合】

- ・上田市、東御市、長和町、青木村の可燃ごみは、上田地域広域連合所管の3箇所の焼却施設（クリーンセンター）で処理しているが、いずれも老朽化が進んでいる。
- ・上田地域広域連合では、3クリーンセンターを統合した新たな焼却施設の建設を計画しており、財源として循環型社会形成推進交付金を見込んでいる。
- ・上田地域広域連合では、過去2度にわたり建設候補地の選定を行ってきたが、いずれも地元住民の同意が得られず断念せざるを得ない結果となっている。
- ・現在、施設の早期建設に向け、平成24年6月に広域連合が提案した建設候補地について、地域住民との合意形成が図られるよう、上田市も広域連合と連携して取り組んでおり、令和2年11月から環境影響評価を開始している。
- ・今後、様々な課題をクリアし、新施設が稼働するまでには相当の期間と費用を要すると考えられるが、厳しい財政状況にある市町村にとって、当該交付金は極めて重要な財源であり、計画に見合った所要額が確実に交付されなければ、事業の実施に重大な影響を及ぼす恐れがある。
- ・また、最終処分場の用地費、住民理解を得るために周辺整備に要する費用については、交付金の対象となっていないほか、既存3クリーンセンターの解体・撤去等に係る費用は、要領改正後も交付金の対象が1か所に限定されており、大きな財政負担が生じることとなる。
- ・広域連合及び上田市では「廃棄物処理施設基本計画」の趣旨に則り、新施設建設を契機として周辺の都市機能を整備し、新たなまちづくりを推進する方針であるが、財源確保が大きな課題となっている。
- ・東御市では生ごみリサイクル施設を整備し、平成30年3月から本格稼働を開始し、現在に至るまで順調に生ごみのリサイクル・堆肥化を実施している。施設整備ができたのは、交付金制度によるものである。

【北アルプス広域連合】

- ・北アルプス広域連合のうち、池田町と松川村を除く3市村（大町市、白馬村、小谷村）では、ごみ焼却施設等を統合してごみ処理広域化を進めている。
- ・ごみ焼却施設については整備が終了したが、令和3年度から焼却施設を解体し跡地に新たなリサイクル施設の建設を予定しており、当該交付金が削減されることになれば、組織市村の財政に重大な影響を及ぼすことになる。
- ・大町市の環境プラントは、広域連合のごみ焼却施設（北アルプスエコパーク）稼働に伴い、平成30年3月末で運転を停止したが、取り壊しに掛かる費用が多額となり市財政の大きな負担となるため、現時点では、解体の目途が立たない状況となっている。廃棄物処理施設の解体費用についても交付金の対象とすることを要望する。

【茅野市、諏訪南行政組合】

- ・茅野市、富士見町及び原村の可燃ごみは、諏訪南行政事務組合所管の諏訪南清掃センターで焼却処理している。ごみ処理（中間処理及び最終処分）の広域化・一元化に向け3市町村の連絡調整機関である茅野市・富士見町・原村広域ごみ処理協議会で検討し、最終処分場及びリサイクルセンターの整備を共同処理する事務として、平成26年度に位置づけされた。
- ・諏訪南行政事務組合では、組合内にある3か所の処理施設（茅野市不燃物処理場、茅野市古紙類梱包施設、南諏衛生施設組合粗大ごみ処理施設）を統合し、令和3年度から新たなりサイクルセンターを稼働する予定で整備を進めている。施設整備後は、現存の処理施設が不用となり早急な解体を進める必要がある。しかしながら、廃棄物処理施設の解体のみの場合は交付金の対象とならず、財源確保が課題となる。
- ・平成27年7月に改定したごみ処理基本計画では、リサイクルセンター整備後に最終処分場の整備を予定している。

【佐久市、佐久市・軽井沢町清掃施設組合、川西保健衛生施設組合】

- ・老朽化した2つの既存ごみ焼却施設を統合した新施設「佐久平クリーンセンター」の整備が完了したことに伴い、既存2施設の解体工事を予定しているが、要領改正後も条件に合わない1つの施設は交付金の対象とならず、多額の工事費すべてを一般財源で賄わなければならないことから、全ての廃棄物処理施設の解体工事に対して交付金の対象とするよう要望する。
- ・廃棄物処理施設の整備には、地域住民の同意を得ることが不可欠であり、周辺環境整備が必要となるが、この費用については交付金の対象外であるため、交付金の対象とするよう要望する。

【穂高広域施設組合】

- ・穂高広域施設組合では、新ごみ処理施設が令和3年2月に竣工し本格稼働となり、管理面及び景観の観点から廃止となった旧廃棄物処理施設の解体を速やかに進めることが必要であるが、財源確保が大きな課題となり、事業の進捗に影響を及ぼす恐れがある。交付金対象要件の緩和を強く要望するとともに、さらには交付金を削減することなく交付していくよう要望する。

○ 経済分野

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · 第回総会 ; 市)																																																																																																							
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()				分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設																																																																																																		
要望先	<input type="checkbox"/> 国 <input checked="" type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> その他	担当省庁 担当部局 名 称	産業労働部産業立地・経営支援課																																																																																																					
件名	18 県制度資金保証料補給金の取扱いについて																																																																																																							
提案市	大町市																																																																																																							
提案要旨	各市で運用している独自のコロナ関連制度資金の需要増加に伴う財政負担の軽減を図るため、県制度資金における信用保証料補給金の市町村負担の全額免除若しくは、市町村制度資金への支援策を要望する。																																																																																																							
提案理由	<p>各市経済対策の一環として、コロナ関連の融資制度を創設し、事業者の経営支援に努めているところであるが、同時期に創設された県制度資金は、現在のところ低調な利用率となっており、地域事業者の資金需要に対応しているのは、市制度資金が大半となっているのが現状である。また、市では、その資金需要の高まりから、信用保証協会への信用保証料や、利用者に対する利子補給等、財政負担が増大している。</p> <p>なお、県制度資金に至っては、利子補給した際の中小企業基盤整備機構からの補助制度(10/10)等、一定の財源措置がなされている状況である。</p> <p>今後のコロナ禍における経済情勢等を見据えた場合、市制度資金の限度枠を超過した事業者等が、県制度資金への借換等により同資金の利用増加が見込まれること、また、県制度資金に対しては一定の財源措置があること等を勘案し、今後すべての県制度資金利用時における信用保証料の市町村負担の全額免除若しくは市制度資金への支援策等、県においても応分の負担を要望するものである。</p>																																																																																																							
現況及び課題等	<p>当市における信用保証協会保証料の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="3">市</th> <th colspan="3">県</th> <th colspan="3">計</th> <th rowspan="2">県補給金負担割合</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>補給金</th> <th>保証額</th> <th>件数</th> <th>補給金</th> <th>保証額</th> <th>件数</th> <th>補給金</th> <th>保証額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25</td> <td>67</td> <td>13,559,693</td> <td>496,210,000</td> <td>8</td> <td>1,442,633</td> <td>70,450,000</td> <td>75</td> <td>15,002,326</td> <td>566,660,000</td> <td>9.62%</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>58</td> <td>11,373,043</td> <td>407,860,000</td> <td>7</td> <td>1,481,738</td> <td>59,430,000</td> <td>65</td> <td>12,854,781</td> <td>467,290,000</td> <td>11.53%</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>73</td> <td>11,516,313</td> <td>411,166,000</td> <td>7</td> <td>1,619,095</td> <td>72,340,000</td> <td>80</td> <td>13,135,408</td> <td>483,506,000</td> <td>12.33%</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>51</td> <td>6,820,853</td> <td>238,840,000</td> <td>15</td> <td>1,827,807</td> <td>106,290,000</td> <td>66</td> <td>8,648,660</td> <td>345,130,000</td> <td>21.13%</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>52</td> <td>7,009,586</td> <td>268,560,000</td> <td>17</td> <td>1,470,503</td> <td>94,450,000</td> <td>69</td> <td>8,480,089</td> <td>363,010,000</td> <td>17.34%</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>34</td> <td>7,631,724</td> <td>231,080,000</td> <td>4</td> <td>217,426</td> <td>14,250,000</td> <td>38</td> <td>7,849,150</td> <td>245,330,000</td> <td>2.77%</td> </tr> <tr> <td>元</td> <td>39</td> <td>4,888,971</td> <td>186,870,000</td> <td>12</td> <td>3,194,174</td> <td>142,030,000</td> <td>51</td> <td>8,083,145</td> <td>328,900,000</td> <td>39.52%</td> </tr> </tbody> </table> <p>*県 負 担…県制度資金の2/5又は1/2のみ *市町村負担…県制度資金の2/5又は1/2と、市町村制度資金の4/5又は5/5</p>							年度	市			県			計			県補給金負担割合	件数	補給金	保証額	件数	補給金	保証額	件数	補給金	保証額	25	67	13,559,693	496,210,000	8	1,442,633	70,450,000	75	15,002,326	566,660,000	9.62%	26	58	11,373,043	407,860,000	7	1,481,738	59,430,000	65	12,854,781	467,290,000	11.53%	27	73	11,516,313	411,166,000	7	1,619,095	72,340,000	80	13,135,408	483,506,000	12.33%	28	51	6,820,853	238,840,000	15	1,827,807	106,290,000	66	8,648,660	345,130,000	21.13%	29	52	7,009,586	268,560,000	17	1,470,503	94,450,000	69	8,480,089	363,010,000	17.34%	30	34	7,631,724	231,080,000	4	217,426	14,250,000	38	7,849,150	245,330,000	2.77%	元	39	4,888,971	186,870,000	12	3,194,174	142,030,000	51	8,083,145	328,900,000	39.52%
年度	市			県			計			県補給金負担割合																																																																																														
	件数	補給金	保証額	件数	補給金	保証額	件数	補給金	保証額																																																																																															
25	67	13,559,693	496,210,000	8	1,442,633	70,450,000	75	15,002,326	566,660,000	9.62%																																																																																														
26	58	11,373,043	407,860,000	7	1,481,738	59,430,000	65	12,854,781	467,290,000	11.53%																																																																																														
27	73	11,516,313	411,166,000	7	1,619,095	72,340,000	80	13,135,408	483,506,000	12.33%																																																																																														
28	51	6,820,853	238,840,000	15	1,827,807	106,290,000	66	8,648,660	345,130,000	21.13%																																																																																														
29	52	7,009,586	268,560,000	17	1,470,503	94,450,000	69	8,480,089	363,010,000	17.34%																																																																																														
30	34	7,631,724	231,080,000	4	217,426	14,250,000	38	7,849,150	245,330,000	2.77%																																																																																														
元	39	4,888,971	186,870,000	12	3,194,174	142,030,000	51	8,083,145	328,900,000	39.52%																																																																																														
法令関係																																																																																																								

○ 経済分野

区分	■ 新規 □ 再提案 (· · 第回総会 ; 市)		
種類	■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他 ()	分野	□ 総務文教 □ 社会環境 ■ 経済 □ 危機管理建設
要望先	■ 国 担当省庁 内閣官房 ■ 県 担当部局 産業労働部 □ その他 名称		
件名	19 UIJターン就業・創業移住支援事業の就業先の緩和について		
提案市	飯山市		
提案要旨	<p>UIJターン就業・創業移住支援事業の就業先について、県が運営するマッチングサイトに求人情報を掲載している企業のみだけではなく、当初説明にあった「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証企業及び「社員の子育て応援宣言」登録企業への就業も対象となるよう緩和を要望する。</p> <p>加えて、県マッチングサイトへの求人掲載は、例えばペーパーでの依頼でも可能となるように簡素化を要望する。</p>		
提案理由	<p>地方の中小企業者はインターネットでの採用のノウハウが蓄積されていない企業もあることは、事業発足当時より指摘があったところだが、当市における特に小企業者はそもそもインターネットになじみの薄い企業も多く、マッチングサイト求人掲載ための手間、場合によっては専門業者への経費等が県マッチングサイトへの求人掲載への高いハードルとなっていることから、より企業が参加しやすい制度となるよう提案する。</p>		
現況及び課題等	<p>飯山市内企業での県マッチングサイトへの求人掲載は2社のみにとどまっており、制度利用移住者の実績はない。また昨年度長野県全体での実績も5件と少ない。</p>		
関係法令			

○ 経済分野

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · 第回総会 ; 市)																										
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="flex: 1;">分野</div> <div style="flex: 1;"> <input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設 </div> </div>																								
要望先	<input type="checkbox"/> 国 <input checked="" type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> その他	担当省庁 担当部局 名称	林務部																								
件名	20 長野県森林づくり県民税活用事業の継続について																										
提案市	諏訪市																										
提案要旨	長野県森林づくり県民税活用事業は令和4年度までとされているが、地区等から防災・減災対策や観光地等景観対策等の事業実施の要望が挙がってきていているため、県に対して当該県民税活用事業の継続を要望する。																										
提案理由	<p>豪雨・台風による土砂災害や倒木・流木被害等が県内で増加していること、また、森林資源と地域特性を活用した新たな観光名所づくりを通じて地域振興につなげたいこと等から、住民の防災と森林づくりへの意識が高まっている。</p> <p>一方で、市の厳しい財政事情や県予算枠の関係により事業実施が先送りされている状況にある。</p> <p>長野県森林づくり県民税活用事業は令和4年度までとされているが、森林整備の促進、防災、減災対策、延いては地域振興の促進を図る事業として必要不可欠であるため、県の事業の継続を求めるものである。</p>																										
現況及び課題等	<p>当市では、県民税を財源とした、山麓市街地の防災・減災を目的とする「みんなで支える里山整備事業」、ライフライン等の防災対策としての、「道路への倒木防止事業（県事業）」、観光地の景観向上のための森林整備を行う「観光地等魅力向上森林景観整備事業」等いずれの事業も、地区等からの実施要望が年々増えている。</p> <p>■みんなで支える里山整備事業（防災・減災）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>実施地区数</th> <th>事業費</th> <th>実施面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>1 地区</td> <td>12,251千円</td> <td>38.84ha</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>3 地区</td> <td>7,715千円</td> <td>25.52ha</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>3 地区</td> <td>9,543千円</td> <td>37.46ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和3年度以降については、現時点3～5地区から実施要望あり</p> <p>■観光地等魅力向上森林景観整備事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>実施箇所数</th> <th>事業費</th> <th>実施面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>2 箇所</td> <td>1,606千円</td> <td>1.08ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和3年度：1箇所実施予定</p>			年 度	実施地区数	事業費	実施面積	平成30年度	1 地区	12,251千円	38.84ha	令和元年度	3 地区	7,715千円	25.52ha	令和2年度	3 地区	9,543千円	37.46ha	年 度	実施箇所数	事業費	実施面積	令和2年度	2 箇所	1,606千円	1.08ha
年 度	実施地区数	事業費	実施面積																								
平成30年度	1 地区	12,251千円	38.84ha																								
令和元年度	3 地区	7,715千円	25.52ha																								
令和2年度	3 地区	9,543千円	37.46ha																								
年 度	実施箇所数	事業費	実施面積																								
令和2年度	2 箇所	1,606千円	1.08ha																								
法令関係	長野県森林づくり県民税条例																										

○ 危機管理建設分野

区分	■ 新規 □ 再提案 (· · 第回総会 ; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 総務省、国土交通省 <input type="checkbox"/> 県 担当部局 <input type="checkbox"/> その他 名称		
件名	21 道路の点検等に係る地方債について		
提案市	飯山市		
提案要旨	橋梁をはじめ道路構造物の法定点検費用について多大な一般財源を費やしている。今年度から道路メンテナンス事業補助が制度化され、国庫補助金が個別化され進展しているが、地方負担分の起債については「点検結果により、建設事業を実施するもの」に限定されているため、全ての点検費用を地方債対象とすることを要望する。		
提案理由	恒久的に地方自治体独自で維持管理をしていく上では、点検は欠かせないものであり、5年ごとに全て近接目視と同等の点検を行うこととされている。平成30年度に点検が一巡し、健全度が把握され修繕が進められることに伴い、地方債対象となる「点検結果により、建設事業を実施するもの」が減少すると推測する。 全ての点検を地方債対象とすることを要望する。		
現況及び課題等	飯山市橋梁数 225橋 R元～R5概算点検費用 78,000千円 適債性のある建設事業を伴う橋梁 24橋 (H26～H30点検) R元～R2点検済み橋梁 122橋(うち建設事業が必要とされた橋梁2橋)		
関係法令	地方財政法、道路法		

○ 危機管理建設分野

区分	■新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · 第回総会 ; 市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 國土交通省 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 建設部 <input type="checkbox"/> その他 名称		
件名	22 流域全体で水害を軽減させる「流域治水」への転換における市町村の取組に係る財政支援について		
提案市	長野市、松本市、上田市、須坂市、小諸市、中野市、大町市、飯山市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市		
提案要旨	水害の激甚化を踏まえ国が提唱する「流域治水」へ転換するため、流域自治体が実施する各種取組に要する費用について国及び県の財政支援を要望する。		
提案理由	<p>令和元年東日本台風災害の甚大な被害が発生したことを契機に国、県、市町村が連携し取りまとめた「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」においては、市町村が行う「流域における対策」が明確にされ、流域一体となった防災・減災対策を推進することとなった。</p> <p>また、県においても、本年2月に官民のあらゆる関係者で流域の水害対策を進める「長野県流域治水推進計画」を策定した。</p> <p>今後、「流域治水」の推進を図っていく必要性があることから、市町村が実施する取組に係る費用について、国及び県の財政支援を要望する。</p>		
現況及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> 市町村における「流域治水」の取組メニューとして、「ため池等既存施設の補強や有効活用」、「学校校庭などを活用した雨水貯留浸透施設整備」、「排水機場等の整備、耐水化」及び「田んぼダム」等が掲げられており、確実に進めていく必要がある。 県の「流域治水推進計画」では、「流域治水」に活用する自治体のため池や雨水貯留施設等の数値目標が設けられている。 早期の事業推進は急務であり、効果を発現させるための様々な取組には、多額の事業費が必要であるが、国の補助対象事業も少なく、ほとんどを防災対策事業等の地方債、又は一般財源に頼らざるを得ない現状で、事業の推進にあたり財源の確保が課題となっている。 		
法令関係	社会資本整備総合交付金交付要綱		

III 事務局提出議題

1 協議事項

- (1) 長野県市長会役員の選挙及び長野県市長会相談役の委嘱について … 資料 2
- (2) 長野県市長会の部会指定について 資料 3
- (3) 長野県市長会から選出する各種団体等の役職について 資料 4

2 報告事項

- (1) 第 178 回北信越市長会総会について
- (2) 次期長野県市長会定例会について
 - ア 期 日 令和 3 年 6 月 8 日 (火) (予定)
- (3) 第 149 回長野県市長会総会について
 - ア 期 日 令和 3 年 8 月 19 日 (木)
 - イ 開催市 飯田市

3 その他

- 令和 3 年度 (公財) 長野県市町村振興協会事業計画及び予算等について
..... 資料 5

県からの施策説明

【企画振興部】

- (1) 「長野県 DX 戦略」及び「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」について 資料 6

【建設部】

- (2) 「防災・減災、国土強靭化のための 5 か年加速化対策」に係る
長野県の取組方針について 資料 7

【建設部】

- (3) 「長野県流域治水推進計画」について 資料 8

【観光部】

- (4) 令和 4 年度の全県による誘客観光施策の準備状況について 資料 9

【観光部】

- (5) Japan Alps Cycling プロジェクトについて 資料 10

【企業局】

- (6) 新規電源開発と水道事業の広域連携に向けた企業局の取組みに
について 資料 11

出席者名簿

(敬称略)

来賓

長野県議会議長 宮本衡司
 長野県町村会会長 羽田健一郎
 長野県企画振興部市町村課長 岩下秀樹

市名	職名	氏名
長野市	市長	加藤久雄
	係長	中澤達彦
松本市	市長	臥雲義尚
	秘書広報室長	田中史郎
上田市	市長	土屋陽一
	秘書課長	北沢健治
岡谷市	市長	今井竜五
	秘書広報課長	宮澤俊一
飯田市	市長	佐藤健
	市長公室長兼秘書広報課長	原田太仁
諏訪市	市長	金子ゆかり
	課長補佐兼秘書係長	宮澤寛
須坂市	市長	三木正夫
	担当係長	宮川滋成
小諸市	市長	小泉俊博
	秘書係長	山本郁

市 名	職 名	氏 名
伊 那 市	市 長	白 鳥 孝
	秘書広報課長	泉 澤 正 広
駒 ケ 根 市	市 長	伊 藤 祐 三
	総 務 課 長	竹 村 正 宣
中 野 市	市 長	湯 本 隆 英
	課長補佐兼秘書広報係長	中山 猛
大 町 市	市 長	牛 越 徹
	課長補佐兼秘書係長	太 田 浩 司
飯 山 市	市 長	足 立 正 則
	室長補佐兼秘書係長	石 田 俊 和
茅 野 市	市 長	今 井 敦
	秘書広聴係長	五 味 健太郎
塩 尻 市	市 長	小 口 利 幸
	主 査	百瀬 夏 絵
佐 久 市	市 長	柳 田 清 二
	秘 書 係 長	松 崎 幸 二
千 曲 市	市 長	小 川 修 一
	秘書広報課長	宮 尾 一 彦
東 御 市	市 長	花 岡 利 夫
	秘書課長兼秘書係長	井 出 政 之
安 曙 野 市	市 長	宮 澤 宗 弘
	秘書広報課長	渡 辺 守
長野県企画振興部 市 町 村 課	企画幹兼課長補佐兼行政係長	田 中 英 児
	主 査	深 澤 広 哲
	主 事	川 上 晃 平
市長会事務局	事 務 局 長	青 木 弘
	事 務 局 次 長	久 保 田 肇